

一般競争入札による市有地売却のお知らせ

1 売却方法

一般競争入札による公募売却

市が予め公表している最低売却価格以上で、最高価格をつけた方に売却する方法です。
参加者が1名であっても入札を行います。

2 売却物件(土地)

1 区画（別紙 売却物件一覧のとおり）

土地は現状での引き渡しとなりますので、物件の現況を予めご確認の上お申し込みください。また、建築基準法等による規制を予めご確認ください。

3 参加資格

次の欠格条項のいずれにも該当しない方のみ、入札に参加できます。

- (1) 入札に係る売買契約を締結する能力を有しない者（未成年者）
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 過去2年間に於いて、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当したことがある者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は当該暴力団の構成員
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の構成員
- (6) 市税の滞納がある者
- (7) 入札までに入札保証金を納付しない者

4 土地売買完了までの流れ

期 日	内 容	関連項目
令和7年8月4日（月）から 令和7年8月22日（金）まで	入札参加申し込み	5, 6, 7
令和7年8月26日（火）まで	入札保証金納付	8
令和7年8月27日（水）	入札実施、落札者決定	9, 10
令和7年9月19日（金）まで	土地売買契約締結	11
令和7年10月24日（金）まで	保証金を差し引いた残金の納付	12
代金の全額納付後	代金完納確認、土地引渡し	13
土地引渡し後2週間程度	登記完了書類のお渡し	14

5 入札申し込み受付の期間・場所

(1) 期間

令和7年8月4日（月）から令和7年8月22日（金）までの、午前9時から午後5時まで。（土日祝日は除く。）

(2) 場所

蒲郡市役所新館 4 階 資産マネジメント課
財産管理担当 (TEL 0533-66-1158)

(3) 備考

郵送による申し込みは受け付けません。

6 申し込み方法

申し込み受付期間内に、以下の必要書類を揃えてお申し込みください。共有名義等、複数人でお申し込みいただく場合は、申込者全員分の書類が必要となります。

(1) 市有財産一般競争入札参加申込書

申込書には、落札した場合の契約者及び登記名義人となる方の氏名を記入してください。また、法人は名称及び代表者名を記入してください。

(2) 誓約書（共有名義の場合は全員提出）

(3) 個人の場合は、住民票（続柄・本籍省略可。マイナンバー記載のものは不可）

(4) 法人の場合は、履歴事項全部証明書

(5) 市税に未納がないことの証明書（納税証明書は不可）

(6) 委任状（申込書持参者が代理の場合）

※ただし代理人は、2 件以上の申し込みの代理をすることはできません。

(7) 印鑑登録証明書

(8) 注意事項承諾書（共有名義の場合は全員提出）

7 申し込み内容の変更

申し込み締切り後の申し込み内容の変更（名義等）はできません。

8 入札保証金

入札に参加される方は、入札に先立ち、別紙「売却物件一覧」に記載された金額の入札保証金を、入札までにお支払いください。入札保証金の納付期間は、令和 7 年 8 月 4 日（月）から令和 7 年 8 月 26 日（火）までとなりますので、ご注意ください。

(1) 入札保証金の納付方法

ア 入札保証金は、入札参加申し込み後に市が発行する納入通知書兼領収証書により、裏面に記載されている金融機関窓口でお納めください。

イ 入札保証金を納付されますと、領収日の日付が押された領収証書が発行されます。入札受付時に確認させていただきますので、大切に保管して下さい。

(2) 入札保証金の還付

ア 入札保証金は、落札者以外の方には入札後に申込者へ還付します。落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。落札者が契約を締結しない場合には、納付された入札保証金は市に帰属します。（落札者に入札保証金は還付しません）

イ 入札保証金の還付は全て口座振込で行い、入札終了後指定された口座（申込者本人名義に限る）に振り込みます。振込み完了にはお時間をいただきますので、予めご了承ください。

ウ 入札保証金に対して、納付した日からその還付を受ける日までの期間の利息は付し

ません。

9 入札、開札の日時と場所

- (1) 日付
令和7年8月27日（水）
- (2) 受付時刻
午前9時55分から午前10時まで
- (3) 入札、開札時刻
午前10時（入札完了後に即時開札）
- (4) 場所
蒲郡市役所304会議室（本館3階）
- (5) 備考
入札についての注意事項は、別紙「入札心得書」を参照してください。

10 入札の方法

入札に参加される方及びその代理人の方は、必ず受付時間内に入札会場へお越しください。受付時間を過ぎますと、いかなる理由があっても入札会場には入場できません。その他の入札についての注意点は入札心得書を参照してください。また、入札受付時には以下の書類が必要となります。

- (1) 入札書
- (2) 入札参加申込書の写し（受付後に送付します）
- (3) 入札保証金領収書（金融機関の領収日付が押されたもの）
- (4) 委任状（代理人により入札される方のみ）
- (5) 入札保証金還付請求書及び口座振込依頼書

11 契約及び契約期限

落札された方の情報を警察に照会した後、蒲郡市が売却決定通知書を発行します。通知書に記載された期限までに、指定された金額の契約保証金をお支払いの上、ご契約ください。

契約時に土地売買契約書に貼付する収入印紙は買受人の負担となります。また入札保証金は、契約保証金の一部として売買代金に充当します。

なお、警察への照会の結果、落札者に入札資格が無いと判断された場合、契約を締結することはできません。この時、入札保証金は還付しません。

12 売買代金の納付

落札金額から契約保証金を差し引いた残金を、契約締結日から令和7年10月24日（金）までにお支払いください。残金が納期限までに納付されなかった場合は契約解除され、入札保証金は市に帰属します。

13 土地の引き渡し

売買代金完納後に、両者立会いの下で境界杭等の現地確認を行い、現状のままお引き渡しいたします。

14 所有権移転登記

土地の引き渡し後、蒲郡市が所有権移転登記手続きを行います。ただし、登録免許税相当額の収入印紙をご負担いただきます。登記が完了次第、登記完了書類をお渡しいたします。

15 その他

- (1) 金融機関からの借入金（住宅ローン等）を購入資金に充てられる方は、申し込み段階から金融機関の融資担当者とよくご相談の上、お申し込みください。融資の都合で買受けを辞退された場合においても、申し込みに係る入札保証金・契約保証金はお返しできません。
- (2) 買受人には、不動産取得税（県税）等が後日課税されます。また、翌年度から固定資産税が課税されます。
- (3) 建物を建築する場合は、建築基準法等による規制や遵守事項があります。予め調査の上、お申し込みください。
- (4) 接面道路上の電柱移設、乗り入れ設置などの手続及び費用は買受人の自己負担となります。
- (5) 物件ごとに、特記事項や引き渡し条件が異なります。入札を希望する物件の物件情報を必ずご確認ください。物件情報に記載の無い事項については、事前にお調べいただいた上で入札に参加してください。
- (6) 開札日から契約締結までの期間において、買受人が「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡市警察署長締結）に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しません。

お問い合わせ先
蒲郡市 総務部資産マネジメント課
財産管理担当
TEL：0533-66-1158